

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十一月十八日

名 称	構 造 及 び 形 式	関 係 告 示
啓明学園北景寮	木造一階建、瓦葺、建築面積一六二二平方メートル	文部科学大臣 高木 義明 平成十年文部省告示第百三十八号

○文化庁告示第五十一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の規定による者として、次に掲げる者を平成二十一年十一月二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十一年十一月十八日

特定非営利活動法人耐震化
厚生労働省告示第三百〇九号
建築物における衛生的
施工規則（昭和四十六年四月八条の二第三項において準
六第二号の規定に基づき、
環境の確保に関する法律登録をした旨を公示する所
労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年十一月十八日

厚生労働大臣 「又は関節症性乾癥」を「若しくは関節症性乾癥又は中等症若しくは重症の活動期にあるクローリン病」に改め、同号に次のように加える。

ワ エプタコグ アルファ（活性型）（遺伝子組換え）（グラニツマン血小板無力症患者）（C P II b-III a又はHLAに対する抗体を有する者であつて、血小板輸血不応状態にある又はあつたものに限る）の出血傾向の抑制のために投与するもの（限り）

力 ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン（多発性筋炎又は皮膚筋炎による筋力低下（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る）の改善のために投与するものに限る）

リ D 乾燥抗D（RhO）人免疫グロブリン（D⁻（RhO）陰性であつて、以前にD（RhO）因子による感作を受けていない者の流産後の同因子による感作の抑制のために投与するものに限る）

○農林水産省告示第千九百八号

農業近代化資金融通法（昭和三十八年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

厚生労働大臣 「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附 則 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率について

○厚生労働省告示第三百八十七号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第二項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額（算定方法）（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第二項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者（平は、なお従前の例による。）